

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

御注意

21 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合			
試験研究費の額	1	円	円
平均売上金額 (別表六(十)「10」)	2		
平均売上金額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3		
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (3)	4		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5		
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6		
		税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	7
		調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	8
		当 期 税 額 基 準 額 $(8) \times \frac{10}{100}$	9
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (7) と (9) のうち少ない金額	10
		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の④」)	11
		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12

別表六（九）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人の保有する株式数等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		人		1		g
大規模法人の保有する株式数等の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c					h
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e					j
保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f		%		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>							